使用の場所	名　称	
	所在地	
核燃料物質計量管理区域の符号（注１）		
事務上の連絡先	名　称	
	所在地	
	連絡員の氏名	所属部課名（　　） 電話番号　（　　） ＦＡＸ番号（　　） メールアドレス（　　）
事故増加年月日(注２)		
核燃料物質の区分(注３)		
供給当事国(注４)		
元素重量(注５)		
発見された核燃料物質の情報	化合物又は混合物重量（注６）	
	物質の性状（注７）	
	化合物又は混合物の名称（注８）	
	容器の種類（注９）	
	物質の品質（注10）	

注１　様式第４の注３の例により記載すること。

２　事故増加に係る国際規制物資の使用の許可日、変更に係る使用を開始する日又は許可範囲内の場合は事故増加が生じた日のいずれかを記載すること。

３　様式第１の注１の例により記載すること。

４　様式第１の注３の例により記載すること。

５　国際規制物資の種類ごとに、様式第１の注２の例により記載すること。元素重量は、化合物の分子量に占めるウラン又はトリウムの分子量から算出すること。

６　化合物又は混合物の量をグラムの単位で記載し、１グラム未満の端数は四捨五入すること。

７　粉末、分析用小試料、分析用小試片若しくはその他固体（混合物は除く。）又は溶液のいずれかを記載すること。

８　酢酸ウラニル、酢酸ウラニル亜鉛、硝酸ウラニル（六水塩・四水塩）、塩化ウラニル、二酸化ウラン、三酸化ウラン、八三酸化ウラン、金属ウラン、硝酸トリウム（六水塩・四水塩）、酸化トリウム、金属トリウム又はその他のいずれかを記載すること。その他については、化合物名も括弧書きで追記すること。

９　容器なし、500ミリリットル未満の小さな容器、500ミリリットル以上１リットル未満の容器又はその他のいずれかを記載すること。その他については、容器の種類も括弧書きで追記すること。

10　金属等の固形物、精製された均質の物質、高純度仕様に合致する物質、非均質物質（スクラップ等）又は各種組成の物（汚染スクラップ又は廃棄物）のいずれかを記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けている者（この省令による改正後の国際規制物資の使用等に関する規則（以下「新規則」という。）第四条第一項に規定する原子力利用国際規制物資使用者に限る。）は、平成二十五年六月三十日までの間は、法第六十一条の八第一項の規定による計量管理規定の変更の認可（以下「変更認可」という。）を受けないでも、この省令による改正前の国際規制物資の使用等に関する規則第四条の二の二第一項の規定により提出した申請書に記載した計量管理規定に従って引き続き国際規制物資を使用することができる。その者が、その期間内に変更認可の申請をした場合において、認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

２　新規則第七条の規定は、この省令の施行の日以後に発生する事実に関する報告について適用し、同日前に発生した事実に関する報告については、なお従前の例による。

○国土交通省令第九号

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第十二条において読み替えて準用する同法第十一条並びに警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十九号）第二条及び第四条の規定に基づき、国土交通省関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則

（管区海上保安本部の事務所）

第一条　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条の国土交通省令で定める管区海上保安本部の事務所は、海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署及び航空基地（これらの事務所がない場合には、管区海上保安本部）とする。

（簡易な器具）

第二条　令第二条の国土交通省令で定める簡易な器具は、体内から体液、尿その他の物を採取した場所において、単純な操作で速やかに令第一条第三号に規定する薬物等を検出することができる器具とする。